



宮 崎 県 公 報

平成23年 3 月22日（火曜日） 第 2269 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号
の区域を定める規則……………（中山間・地域政策） 1

告 示

○林業種苗生産事業者の登録……………（森林整備課） 1
人事委員会規則
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の
一部を改正する規則…………… 1

規 則

宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 4 号

宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 6 号の区域を定める規則

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）第 2 条第 1 項第 6 号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 宮崎市のうち、昭和25年 2 月 1 日における宮崎郡木花村及び青島村並びに東諸県郡高岡町並びに平成17年 2 月 1 日における宮崎郡田野町
- (2) 都城市のうち、昭和25年 2 月 1 日における北諸県郡西岳村及び中郷村並びに平成17年 2 月 1 日における北諸県郡高城町及び山田町
- (3) 延岡市のうち、昭和25年 2 月 1 日における東臼杵郡南方村及び南浦村
- (4) 小林市のうち、平成17年 2 月 1 日における小林市
- (5) 日向市のうち、昭和25年 2 月 1 日における児湯郡美々津町及び東臼杵郡岩脇村
- (6) 北諸県郡三股町
- (7) 東諸県郡国富町のうち、昭和25年 2 月 1 日における東諸県郡八代村
- (8) 児湯郡都農町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 195号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成23年 3 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗 木	
1278	伊藤キヌエ 東臼杵郡諸塚村大 字家代5687番地	採取 ・精 選	幼苗の育 成	伊藤キヌエ 東臼杵郡諸塚村大 字家代5687番地

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第12号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第 2 条関係）

区分	団体の名称
条例第 2 条第 1 項 第 1 号に該当する 団体	[略] 財団法人宮崎県水産振興協会 [略]
条例第 2 条第 1 項 第 2 号に該当する 団体	[略] 宮崎県農業協同組合中央会 <u>宮崎県土地開発公社</u> [略]

別表（第 2 条関係）

区分	団体の名称
条例第 2 条第 1 項 第 1 号に該当する 団体	[略] 財団法人宮崎県水産振興協会 <u>一般財団法人宮崎県口蹄疫復興財団</u> [略]
条例第 2 条第 1 項 第 2 号に該当する 団体	[略] 宮崎県農業協同組合中央会 [略]

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。